

会 議 記 録			
会議の名称	予算特別委員会		会議場所 全員協議会室 担当職員 鈴木
日時	平成30年3月20日（火曜日）	開 議	午後 1 時 0 0 分
		閉 議	午後 5 時 2 0 分
出席委員	◎石野 ○藤本 酒井 富谷 小川 奥村 田中 並河 齊藤 木曾 明田 西口 <湊議長> <小松副議長>		
執行機関出席者	桂川市長、石野副市長、田中教育長、藤村市長公室長、木村企画管理部長、田中生涯学習部長、大西総務部長、塩尻環境市民部長、吉田環境市民部市民窓口・保険医療担当部長、栗林健康福祉部長、辻村健康福祉部子育て・障害福祉担当部長、内田産業観光部長、柏尾産業観光部農政担当部長、竹村まちづくり推進部長、並河まちづくり推進部事業担当部長、柴田土木建築部長、中西土木建築部施設担当部長、田中会計管理室長、西田上下水道部長、畑上下水道部事業担当部長、佐々木市立病院管理部長、山本教育部長、浦財政課長、石田総務課長（欠席：玉井病院事業管理者）		
事務局出席者	片岡事務局長、山内次長、船越副課長、鈴木議事調査係長、池永主任、山末主事		
傍聴	市民 1 名	報道関係者 1 名	議員 7 名 (奥野、山本、平本、福井、菱田、小島、馬場)

会 議 の 概 要

1 3 : 0 0

1 開議

〔石野委員長 開議〕
〔事務局長 日程説明〕

〔市長等入室〕

2 第1号議案審査 【市長質疑】

番号	事業名	論点
1	移住・定住促進経費	①移住促進施設事業について、事業の全体像は。また、計画性をもった事業執行がされているのか。 ②移住促進施設について、事業の採算性も考慮する中で、今後の施設管理をどのように考えているのか。
2	ふるさと力向上経費	①執行部が、特定の目的のために寄附金を募って事業を実施しようとする場合に、議会に対する事前説明等をどのように考えているのか。 ②仮に、事業実施とならなかった場合に、既にいただいた寄附金があれば、一般財源化できないように思うが、その扱いはどのようになるのか。

3	住民交流推進経費	森のステーションかめおかコテージについて、今後の施設運営のあり方や、方向性をどのように考えているのか。
4	バス交通関連経費	交通空白地等地域生活交通事業補助金について、東別院町での事業の実態を踏まえ、今後の取組みの方向性は。
5	緑花推進経費	①亀岡まるごとガーデンミュージアム構想について、具体的な整備計画や全体像を示すべきだが、どのようになっているのか。 ②植栽の維持管理について、緑花協会への委託だけではなく、市民を巻き込んだ今後の維持管理についての見通しは。
6	文化財保護経費	文化財の保存継承等に当たっての助成のあり方について、どのように考えているのか。
7	公園緑地整備事業費	京都・亀岡保津川公園を市民のために有効活用するため、民間の活用も含め、亀岡市として早急に計画を立て、方向性を示すことが必要だと考えるがどうか。
8	—	市独自で実施しているきめ細かい各種事業をスクラップアンドビルドしているようであるが、府の補助があったとしても、実施する必要性を検討し、削らなければならない事業をしっかりと精査しているのか。
9	—	公の施設（老人福祉センター、東別院グラウンド、松熊集会所等）について、適切な管理運営がなされているのか。

《市長答弁》

<市長>

1 移住・定住促進経費

西堅町で整備を進めている亀岡市移住・定住促進施設については、本市への移住希望者向けのおためし住宅及び観光客向けの宿泊施設運用を通じた地域活性化を目的としており、整備費として今年度分が5,550万円、来年度分が2,676万5,000円、2年間の合計で8,226万5,000円を見込んでいる。財源内訳は、国庫支出金2,775万円、市債5,440万円、一般財源5万円、ふるさと納税からの充当が6万5,000円となっている。事業費については、今年度に地方創生拠点整備交付金を活用し、建物本体の改修等を実施し、来年度は外構や敷地内の庭の整備等を行い、平成30年秋ごろに運用開始する予定となっている。指摘された採算性も考慮する中で、今後の施設管理、施設の運用については、当面の間、直営方式で行う中で、利用状況や運用経費などの把握、課題整理を行い、状況を見きわめながら、できるだけ早い段階で指定管理者制度に移行していきたいと考えている。特に直営方式での施設予約や運營業務は、アレックス・カー氏と古民家活用に関する連携・協力協定を結んでいる関係もあり、「ちいおり」さんをお願いするようにしており、また、庭園や施設の防犯管理業務等については、それぞれの事業者へ委託をしていきたいと考えている。

2 ふるさと力向上経費

(2-①) ふるさと納税で明確に用途を示して募る募金は、指定寄附であることから、実行委員会等を組織する中で、寄附者の意向に沿った事業実施としていきたいと考えている。今後、ふるさと納税を活用し、指定した施策を進めていくに当たり、あらかじめ所管の常任委員会等に報告の上、取組みを進めていきたいと考えるので、理解と協力をお願いしたい。また、行政としてふるさと納税で募った寄附金は、寄附者の望むまちづくりの実現に向けて大切に役立てていく責任があると考えている。

(2-②) 当該事業が予算の否決等で実施できなくなった場合、また、目標額を上回った分については、その使い道を選んでいただいた寄附者の意思に沿った活用ができるよう、特定財源として関連事業への配分等を判断していくこととしている。また、募った金額が下回った場合、また、集まらなかった場合は、募集の時期を延長して、募集期間を長くするということもあり、また、事業の縮小等も考慮して取組んでいきたいと考えている。

3 住民交流推進経費

森のステーションかめおかコテージの運営については、当面の間は市直営で行うこととしており、旅館業法等に基づく適切な運営を行うことで、利用者が安全で安心して使用できるよう努めていきたい。また、今後の施設運営のあり方や方向性については、森のステーションかめおか全体の取組みや亀岡市交流会館の機能充実など、総合的な管理運営を行っていくこととなるため、亀岡市公共施設総合管理計画に基づき指定管理者制度の導入を含め、その運営方法について検討していきたいと考えている。

4 バス交通関連経費

地域住民の日常生活に必要な交通手段を確保するため、バス路線がない、またはバス停から距離のある地域、交通空白地域の住民の交通を確保するため、亀岡市交通空白地と地域生活交通事業補助金要綱に基づく補助制度を平成28年度から実施している。現在は東別院町自治会において、地域住民が主体となって平成28年6月から交通事業に取組まれ、10人乗りのワゴン車を用いて週3日、月・水・金と運行されている。利用状況としては、1回当たり約4.5人が利用されており、買い物や通院、また市役所への手続等の手段として着実に地域の貴重な足として事業が根づいており、継続して運行できるよう、今後も支援をしていく考えである。この補助制度による取組みが市内における交通空白地等の解消につながることを期待しており、今後も引き続き関係機関と連携する中で、取組みを進めていきたいと考えている。なお、この制度における補助要件については、議会の公共交通対策特別委員会や、先日の予算特別委員会において質問、意見をいただいていることもあり、定義や要件により明確化するため、平成30年4月1日から要綱の一部を改正することを考えている。

5 緑花推進経費

(5-①) 亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想策定に当たっては、年度内の完成に向け、現在最終調整を行っている。構想の全体像としては、地域資源をどのように活用するか、どのようなネットワークを構築していくかについて、基本的方針や幾つかの事業手法をまとめる。今後、市民公開フォーラムを5月中旬ごろに開催するよう計画をしており、その場で構想の内容を詳しく説明し、参加者との意見交換やアンケートなどによる意見の聴取を考

えている。これらの意見を踏まえながら、構想の方針に沿った個別事業を具現化していきたいと考えている。特に、このフォーラムを開催するに当たり、その後、できればホームページ等で公開し、それについても意見をもらうような形で市民の声を拾っていききたいと考えている。

(5-②) 街路樹や各駅前等の公共空間の植栽管理については、本市における都市緑化を推進し、緑豊かな潤いと安らぎのあるまちづくりの発展に寄与することを目的に設立された亀岡市都市緑花協会が中心となり行っているが、これまでもニチコン前の植栽帯や各駅前の植栽帯の花植えや植えかえ、また亀岡駅前のハンギングバスケットの植えかえ等について、NPO法人亀岡・花と緑の会や地元企業、関係自治会の協力をいただいている。ウェルカムガーデン整備を行った箇所については、整備段階において極力維持管理におけるコストを抑えるべく、高低木の植樹の本数を最低限に控え、かつ剪定経費を余りかけないように、自然樹形が美しい樹木を選んで植栽しているところである。また、草花等については、球根や宿根草、多年草等を植え、植えかえしなくても季節がくれば花を咲かせる植物を取入れながら、また、それに春、秋に向けて1年草を植えかえるようにしている。この花の植えかえについては、これからも引き続き取組んでいきたいと考えているところであるが、近隣住民の方々や賛同をいただける企業、また緑花協会、市職員の有志等の協力を得ながら実施していきたいと考えている。また、今年度から市の木「桜」を管理いただく市民ボランティア「かめおか桜守」制度を創設し、市民による植栽管理の新たに取り組み始めたところである。第1回目の桜守養成講座には、市民40名の参加をいただいたところである。この方々が桜守となり、市内の桜の管理に一肌脱いでいただくような形にしていければと考えている。今後できるだけ市民に参加いただく中で、市民緑化の意識の啓発や向上につなげていきたいと考えている。

7 公園緑地整備事業費

京都・亀岡保津川公園については、平成30年度に現事業認可期間の最終年度を迎えることから、事業期間の延長等のための事業認可の変更手続を行うこととしている。そのため、スタジアムの移転後の公園整備に係る基本計画を策定し、概算事業費の算出等も行っていく必要があると考えている。公園整備計画については、希少種であるアユモドキ等の動植物の生態系を保全する共生ゾーンを整備し、自然生態観察の自然体験、環境教育の場とするとともに、他のエリアも恵まれた自然環境を生かし、昭和30年代の原風景を再現し、農業体験や子どもたちが泥んこになって魚取りを体験できる場の創出や、野外での憩いや休息、レクリエーション活動のための施設を設ける等、自然と共生する総合公園として整備し、京都スタジアム（仮称）や保津川下り等との連携により、地域の活性化と交流人口の増加につなげていきたいと考えている。そのためには、民間企業の経営・運営ノウハウの導入によるぎわいの創出や、持続性ある公園管理運営を視野に入れた計画策定も必要であると考えている。いずれにしても、亀岡市が主体的に計画策定を進め、環境保全専門家会議等の関係機関と協議した上で、市民に計画を示せるように努めていきたいと考えている。

8

平成30年度の当初予算編成においては、持続可能な市政運営を見据えた上

で、目まぐるしく変化する社会情勢や市民ニーズを的確に捉え、市民生活に真に重要かつ優先度の高い事業を厳選したことは、当定例会一般質問においても答弁したところである。その過程の予算査定では、事業の優先順位や財政の状況を総合的に勘案しながら、時代とともに変わっていく行政施策の役割を一定終えた事業をスクラップし、その時代に合った新たな行政課題にチャレンジする施策をビルドするなど、亀岡の魅力をさらに高める事業の取捨選択を図ったところであると考えている。特に、平成29年度においては、平成30年度当初予算編成を見据え、平成29年7月上旬からすべての部局において、国・府の補助事業も含めた全既存事業を見直し、これをサマレービューと呼んでいるが、その結果に基づき当初予算の編成事務を進めたところである。具体的には既存事業の廃止、終了した事業は、先日追加で本委員会へ提出した一覧表のとおりである。新規事業について、国庫補助事業の対象となる市営住宅建設事業の先送りや国庫補助金の対象となる一部の福祉施策等においても、その事業の緊急性や必要性、また、本市のほかの事業との整合を図る等の観点から精査したところである。また、既存の公共施設について、亀岡市公共施設等総合管理計画に基づき、今後も施設の更新、統廃合を進めていきたいと考えている。

9

亀岡市立老人福祉センターの運営管理については、亀岡地区の総意を得た団体への譲渡に向け作業を進めている。譲渡までの間については、亀岡市立老人福祉センター条例に基づき、適切な管理運営に努めていきたいと考えている。東別院グラウンドについては、現在、受付業務を東別院町自治会に委託しているところであり、市内外の多くの方に利用いただいている。今後においても、多くの方に利用いただけるよう、管理運営について、指定管理者制度の導入も検討していきたいと考えている。

<教育長>

6 文化財保護経費

市内には亀岡の歴史や文化を今に伝える数多くの文化財が存在している。これらは地域の宝として人々の手で大切に受け継がれており、それらを保護、活用し、次代へ伝えていくことが文化財保護の使命であると認識しているところである。亀岡市では文化財の保護・保存・継承のために、条例に基づき国・府指定以外の重要なものを、市の指定文化財に指定を行っているほか、亀岡市社寺等文化資料保全費補助金交付要綱を定め、市内の社寺等が所有する、あるいはまた管理する文化的遺産や記念物等に係る整備、補修、保全等を実施する場合に、国及び京都府の補助とともに、市の予算も確保する中で、保存・継承できるように支援してきたところである。近年、災害等によって文化財の破損、あるいは劣化等の可能性が高まっていることから、京都府では今年度、京都府暫定登録文化財の制度が制定され、亀岡市内の文化財についても70件が登録となり、修復・保存・防災等のための補助制度がさらに充実したところである。今後も指定文化財の保存・継承にするための財源確保については、ふるさと納税寄附金等の活用も検討していきたいと考えており、また、それぞれの地域におけるクラウドファンディング等の取組みも大変有効ではないかと考えているところである。

松熊教育集会所は、同和問題の解決を図るために、昭和53年に同和対策集会所整備事業で建設されたものである。集会所は主に地域住民の教養の向上、健康の増進などを図るために設置され、この間、各種講座、講演会の開催、住民集会等に利用していただいていたところである。管理運営については、亀岡市の直営で適切に行っているところである。なお、今後の活用方法については、地元と協議検討をしていきたいと考えている。

13 : 20

《 質疑 》

＜石野委員長＞

質疑は項目順に行う。また、一問一答方式で、1項目につき1委員3回までとする。

1 移住・定住促進経費

＜木曾委員＞

移住・定住施設については、市長から採算性を考えるという答弁をいただいた。アレックス・カー氏との協定もあり、当面は市が管理するが、将来的には指定管理するということである。その用途はついているのか。うまくいかない場合に、延々と続いてしまい、将来的に指定管理にするとしても、費用が発生するが、どう考えているのか。

＜市長＞

西豎町の古民家改修の指定管理については、今年の10月ごろに完成する見込みであり、そこから運用を始めていく。まずは亀岡では初めてのことであり、実際活用いただくためのPRも含めてやっていかなければならない。アレックス・カー氏が全国で展開している取組みを活用して、PRを図りながら運営していくことを考えている。できれば、2020年から指定管理者制度に移行できるように、その間、調整をしっかりと図っていきたいと思っている。まず、市民にも知っていただく必要もあり、これから啓発事業も含め取組み、将来的にはある程度収入が上がり、亀岡市としてお金を出さなくても、逆に少しこちらに返ってくるぐらいになるように進めていきたいと思っている。

＜木曾委員＞

移住・定住という部分が全面にあるのか、それとも観光が全面にあるのか。事業の本質の部分は移住・定住促進の経費であるが、アレックス・カー氏は、観光面が非常に強い部分があると思う。移住・定住を促進するためのきっかけとしての方向に導けるようにしなければならない。これだけお金をかけるので、それに対する採算も合わせていかなければならない。矛盾する部分があるかもわからないが、移住・定住促進をどのようにされるのかがちょっと見えにくいと思う。市長の考え方を聞きたい。

＜市長＞

この施設は移住・定住促進事業を大前提としている。その意味では、亀岡にぜひ移住したいという人に対して、優先的に宿泊を勧めていきたいと考えている。宿泊料も観光とは差をつけることも必要だと思っている。1泊というよりも2～3泊していただき、亀岡のまちをめぐっていただくようなことも含め、当分

の間、直営でやりながら、ふるさと創生課がそういう案内をしていくということにつながっていくのではないかと思っている。基本的には、移住・定住促進利用者を優先しながら、空いているところを観光の人に使っていただければ一番いいと思っている。

<木曾委員>

観光で来てもらったときには、大体8千円ぐらいで設定し、移住定住の場合であれば、1泊幾らということを決めておかないと、なかなか難しいと思う。10月に完成するので、運営面や料金設定も含め、条例等を制定するという理解でよいのか。

<市長>

移住・定住促進を一層啓発しながら、おためし住宅として活用いただくような形にしていきたい。応挙、梅岩、了以という3つの部屋があり、部屋によって多少値段が違う。離れにのうみが施設名であり、どの部屋も1人から利用でき、応挙は5人まで、梅岩と了以については、3人まで利用できる部屋になっている。特に、移住体験の方については、通常、応挙、梅岩の部屋では、1人部屋を1人で使った場合、1万4千円ほどいただく予定であるが、土日は7千円ぐらいで約半額となる。平日は5千円ぐらいで、それよりちょっと安くして、泊まっていただけるように、この3月定例会に提案している。

<齊藤委員>

アレックス・カー氏は、観光大使であったが、何をされていたのかよく見えてこない。このたび、アレックス・カー氏に委嘱されたときは、どう言っておられたのか。

<市長>

アレックス・カー氏には、この4月から新たに京都・かめおか観光PR大使という形で、お願いしたいと考えている。今までも観光大使であったが、今度はPR大使を含めさせていただいた。これまでは、亀岡市からの連絡があまりなかったということであったので、今後は、定期的に亀岡市の情報を送らせていただく。また、年に1度ぐらいは集まっていただき、意見交換するような取り組みをしていきたいと思っている。特に、今回の離れ「にのうみ」については、もともとアレックス・カー氏が亀岡に来られたときに、その建物を借りられ、いっとき住まわれた。また、事務所としても活用されたこともあり、この建物のよさを知っておられる。ぜひこれを、亀岡のゲストハウスの要素で活用すべきだという提案もいただいた。このようなことがもって、協定を結び、現在に至っている状況である。

<齊藤委員>

これは8,000万円以上の非常に高額な投資になっている。普通の移住・定住や改修に比べると、はるかに高額になると思う。何軒か建てる形となり、かなりの大修繕をされている。アレックス・カー氏は、徳島や色々な所でやっておられるが、補助金をもらわれているのか。

<市長>

香川県の宇多津町においては、行政がお金を出し、アレックス・カー氏監修のもとで、古民家改修が行われた。その費用は、聞くところによると1億円ぐらいかかっていたと思う。

<齊藤委員>

これは新しい施設になると思うが、公共施設の防犯・セキュリティについては、ほとんど大手の1社になっているのではないかと思う。相見積もりをとっているのか。

<市長>

公平性を担保するため、見積合わせを含めて進めている。

<奥村委員>

宿泊のことはわかったが、食事については計画の中で聞いていない。それを提供できるのか。また、亀岡の食材を出せるのか。

<市長>

移住・定住促進施設であり厨房を備えている。基本的には自分で料理することができる。また、地元の料理屋等からのデリバリーにも対応できるように考えている。

<奥村委員>

観光客と移住体験に来ていただく方との見きわめをどこで行うのか。その辺りが大事になってくる。移住促進については、その担当課からの紹介となるのか。その施設に、移住の関係で行きたいとなればそうなるのか。

<市長>

基本的に移住・定住促進で来られる方については、ふるさと創生課がまちの紹介を含めレクチャーしていく。そういう取組みを必ず入れるようにしていきたいと思っている。また、ふるさと創生課がまちの紹介を含め、案内する取組みも進めていく。そのような対応が要らない場合は、基本的には観光だと認識していきたいと考えている。

<並河委員>

現状において、亀岡に定住したいという問い合わせはあるのか。

<市長>

現在、亀岡市では、古民家の空き家バンクに取り組んでいる。亀岡の空き家を求め、登録している方は70数名いらっしゃる。亀岡の空き家を借りたい、買いたい方々は、移住・定住したいという思いをお持ちであるので、空き家バンクとの連携についても今後、取り組んでいきたいと考えている。

2 ふるさと力向上経費

<木曾委員>

今後、寄附金を募って事業を実施しようとする場合には、それぞれ所管の常任委員会に十分説明した中で理解を得て進めていくと言われた。ふるさと納税で寄附金をいただいたときに、事業内容について指定がある場合もあるが、事業等の選択は、市長みずから行われるのか。それとも、市役所全体で協議されて決めた分について、常任委員会に示そうとされているのか。

<市長>

現在、亀岡市のふるさと納税については、市長が市民とともに進めるまちづくり事業、生涯学習を応援する事業、日本一子育てがしやすいまちをつくる事業、天然記念物アユモドキの生息地の保護などの環境保全事業、花と緑の庭園都市（ガーデンシティ）を推進する事業という項目があり、寄附をいただく人にそこから選んでいただくこととなっている。今年度の9月からは、謎多き戦国武将・明智光秀像を建立する事業を項目に加えた。光秀像については、現在約2,

800万円の寄附をいただいている。また、新たに生涯学習都市30周年記念事業として、梅岩の生誕地整備事業を加える。今後、新たに項目を加えるときには、事前に議会に相談させていただきたい。何にでも使えるわけではなく、亀岡市民の総意により、亀岡市としてこの事業をやればよいと思うものを選択しながら、議会にも声をかけ、なおかつ実行委員会形式によって、市民の意見を聞きながら進めていく。また、平成30年度から、自治会への寄附を亀岡市が受け、交付金として自治会に出していくことを考えている。もう1つは、小学校、中学校に寄附したい人がいれば、教育施設充実を含め、新たな形で取組んでいきたいと思っている。また、コシヒカリの原種として農林1号をつくられた並河成資という方についての話もある。しかし、市民全体がそれを共有できているかということ、まだその顕彰会もできておらず、市民活動が広まってきた段階で、市として取組んでいくことになる。現状としては、何でもできるかということ、そうではない。一方で、村山神社が大変大きな被害を受けたが、再建するのに何千万円というお金がかかるが、氏子だけでは到底できない。文化財として、市も多少補助を出す、それだけでは追いつかない。そういった救済措置的なものについては、議会の同意を得る中で、ふるさと納税を活用した形で財源を募ることができればと考えている。

<木曾委員>

ふるさと納税で明智光秀像に、2千万円という金額を決めて寄附金を募られた。しかし、それ以上に集まった場合、今2,800万円と言われたが、8百万円は余ってしまう。その像をつくるのには必要がなくなることとなる。オーバーした場合には、どのような形で使っていくかについても明確にしておいたほうが、寄附をいただいた方にも説明がつくと思うがどうか。

<市長>

今回、当初2千万円の寄附を集めるということで、実行委員会をつくり取組んできた。現在、2,800万円を超えているが、今年度予算においては、2千万円を提案しているところである。余った800万円については、基本的には明智光秀にかかわる事業、特に、光秀に関するNHKへの要望活動や謀反といわれたものに大義があったという新たな事実を含めたPR経費、また、公園の中に2千万円で光秀像をつくる予定だが、その公園の一部撤去といった部分に多少お金がかかるかもしれないので、基本的にはその関連事業に使おうと考えている。今後、同じようにこのような事業を実施する場合、明確に金額を決め、その事業に関連するものにしか基本的には使わないというのが寄附を集めた趣旨であるので、それは大切にしていきたいと考えている。

<酒井委員>

今後は常任委員会等に事前に説明いただくということであったが、今の説明の仕方であれば、梅岩の生誕地整備事業や自治会に交付金を出すのは決まっているように聞こえた。常任委員会に説明してから集め始めていただきたいと考えるがどうか。

<市長>

今議会に提案させていただいており、議論いただいているものと考えている。

<酒井委員>

特に自治会に交付金として渡すのは、仕組み上において大変問題があると思っている。ふるさと納税を活用して自治会にお金を出すということは、予算に

上がっていないので、議論のしようがなかった。そこは、どういう考えでどういう仕組みにしていくのかをわかった上で議論する場が必要だと思う。議論なしで集め始めるのではなく、きちんと議会との調整を図っていただかないといけないので、よろしくお願ひしたい。

<市長>

今回の一般質問の中で、答弁させていただいたと思っている。これについては、4月から進めていきたいと思っているので、また、報告させていただく。

<酒井委員>

本会議の中で、突然さらっと言われたことで報告したことにはならないと思う。その制度が非常に問題だと私は言っている。4月1日から集め始めても、その結果、ほかの議員がどう考えるかわからない。丁寧に聞いてからやるべきだと思う。再度、答弁を求める。

<市長>

これについては、自治会連合会とも協議する中で、いろんな意味で自治会への補助金を上げてほしいという要望をいただいている。全体的な費用を上げることにはならない中で、各自治会が努力いただき、納付書制度によってふるさと納税として活用していきたいと考えている。

<奥村委員>

具体的な内容については聞いているが、資料は提出されていないので、早急に出していただきたい。また、亀岡市民を対象とするのか、市外の方を対象とするのか。一般財源との兼ね合いの中で、問題が起こってくると私は考えている。市外の方を中心に実施するのであれば理解するが、市内の方を対象とするのであれば混乱はあると思う。

<市長>

基本的にふるさと納税制度による自治会や各学校の応援は、市内、市外を問わないと思っている。一方で、市外であれば返礼品を出さなければいけないが、基本的には出さないことを前提としている。自分の出身地のある自治会に協力したいという思いのある市外の方、また、同じような思いで学校を応援しようという方がいれば、私としては応援していただくものに対して、しっかりと亀岡市としても協力していこうと思っている。

<奥村委員>

交付金として出す場合、その交付金の内容や出す目的はわかるが、対象となる内容は何も聞いていない。その辺も含め、資料を出していただきたい。

<市長>

資料は提出させていただく。

<酒井委員>

市内の方でも寄附できるということは、寄附して控除を受け、本来であれば一般財源として入ってくるはずのものを、その自治会に使えるようなお金として出していくということである。そうすると、市は皆さんから集めて、市民全体の福祉の増進のために発動すべきところを、その仕組みを使うことにより、さまざまな弊害が起きてくる。そのあたり、細かい話になるのであれば、企画管理部長から財政的なことを説明いただきたい。私が心配するような問題が起きるのではないか。

<企画管理部長>

このふるさと寄附金制度については、市外・市内の方を問わず、ふるさと納税をされれば、税控除が受けられるということである。自分の住む自治体にした場合には、税金が控除されるので減ってしまう。具体的には市民税の所得割が減る。これは交付税制度で基準財政需要額に75%が反映されるので、仮に1万円寄附された場合には、簡単に言えば7,500円の交付税が増え、収入が減ることとなる。1万円分の75%は、交付税が補填してくれる制度になっている。しかし、これは国が言うふるさと寄附金の本来の趣旨には合わない。市内の人にその自治体の寄附をしないよう、また、市内の人には返礼品をしないよう、つまり、余り自分の自治体に進んでするような形にはなっていない。市外の方からたくさんいただきたいという制度で運用していきたい。しかし、自分の地域をよくしたいという人は、市内の人も市外の人も同じような思いを持っておられるので、自分が住んでいる自治会や学校に少しでも自分の税金を使いたいという思いの方もおられると思う。そのような人の意思も踏まえ、今回、このような制度をつくったらどうかと、今考えているところである。

<市長>

これについては、総務省も地元の人が地元の市町村に寄附する場合は、返礼品を出してはいけないと言っているが、地元へ寄附してはいけないということではない。地元へ寄附してもいいが、そのかわり3割以上の返礼品を出してはだめだということを言われている。そこはもちろん遵守しており、今回は納付書により寄附を募りたいと考えている。自治会にこの取組みに協力していただくということで、市内の自分の生まれたところの出身の人に声をかけたり、また、市外へ転出されている人たちにも協力をお願いする形で寄附をいただくものである。その場合、市外の人についても基本的には返礼品を出さないように考えている。寄附された人については、2千円を除く残りについては、全部が税控除になる。そういう面では純粋な寄附が2千円で、そのほかは税控除されるということである。亀岡市民がこの制度を使って亀岡市に寄附した場合、亀岡市の税収としては3割減ることになるが、寄附いただいた額は亀岡市に入る。そして、自治会に対して5割を交付金として出すことを考えている。寄附していただいた人には、亀岡市からの証明書がある。1カ所ばかり集まった場合、ほかの自治体との格差が出てくるので、亀岡市として自治会に対し残りの分で少し補うということも考えていきたい。

<木曾委員>

例えば自治会ごとにその取組みをすると、自治会間の競争になってしまう。自治会が寄附金を受け、どんどんそういった方向に走ると、人口の多いところと少ないところの弊害も含め、色々なことを心配する。趣旨はよくわかるが、やる場合にどういった制度で、どういった弊害やメリットが出てくるのかを十分に議論しておけば、一番効果的な結果が出てくると思う。そのような議論をしたこともないので、弊害だけが出てしまうと、歯どめがきかなくなってしまうのではないかと心配する。時間をかけていけばと思うがどうか。

<市長>

この間、自治会とは自治委員会議でも少し協議させていただいた。集まらないところと集まる場所は出てくると思う。基本的には寄附であり、寄附されるかどうかは、人口の多い、少ないとは余り関係はないと思っている。問題は、その地域への思いがあるか、ないかということを含めた寄附行為だということ

である。言われたように、競争になるのではないかということについては、逆に言うと競争とまではいかないと思うが、そのような形で地元に対する愛情、関心度を高めるといふ面では、大変重要なことではないかと思っている。これは地域の方はもちろん、逆に言えば自分のふるさとという意味でのつながりを強めていくことも、私は必要だと思っている。今、地域のきずなが希薄化する中で、この制度を使いながら、地域の交流、また、人と人のつながりを少しでも向上できるような取組みにつなげていければと考えている。

<木曾委員>

言われていることもわからないこともないが、税というのは少なくとも公平に、亀岡市民のために使うことを基本に考えることが大前提である。亀岡市の自治全体に対する寄附であれば問題ないが、例えばAという自治会だけに指定してしまうと、色々な問題が出てくるのではないか。自治会全体の中で、必要なところに配分していくということで問題ないと思うが、そのほうが、よりわかりやすく、公平性を担保できると思うがどうか。

<市長>

この寄附は自然と集まるものではないと思う。基本的に納付書限定であり、インターネットで申し込むことはできないこととし、納付書に何々自治会への寄附ということを書いていただく予定である。議会からも集会所の改修費用の補助金を上げてほしいという質問があるが、財政状況を見ると、それらすべてを上げていくことは難しい状況である。現状としては、各町・区等も含め100万円という形にしている。もう少し応援したいが、正直なところ手が届かない。ほかに色々なことをやらなければならないことがあり、各自治会がつながりを強めていくことを含め、この事業を活用してほしいと私は思っている。寄附してもらえれば、基本的にはそれだけ自治会の運営が楽になる。そのためには、亀岡市としても、こういうことには使えないという一定の基準を明確に示していきたいと思っている。自治会でもイベントを色々やっていただいている。敬老事業についても、各参加者が負担してもらっており、我々も大変申しわけない思いを持っている。しかし、公がやる分という線を引かなければならない中で、自治会にも頑張ってもらって、ふるさと納税を集めていただいた分をその自治会に交付するのは、地域にとってのやりがいと、新たなきずなづくりを含めた取組みにつながるのではないかと考える。自治会連合会においても、おおむね賛同いただく中で、ぜひともやってほしいという意見をいただいたところである。

<奥村委員>

自治会は任意の団体であり、自治会長や役員は、2年任期のところもあれば、もっと長いところもある。自治会費については、各自治会で会員から年会費を集めているところなど様々である。町村合併した中で、交付金と同じように、市がその状況を見て交付するのはわかるが、一定の寄附金を集めるのは、ちょっと注意しなければ、それを自分たちでやって、あとは知らないということになりかねない気もする。このため、もう少し考えて制度を熟知しておくべきであり、交付税で返ってくるのでそんなに損しないということだけではなく、自治会が今までやってきたことを潰してしまうような気もする。ただ単に、新たに経費が要るので、それを自分たちで確保しないというのではなく、これだけ入るのであれば、自治会費をゼロにして、今までのことをなしにして、全部集

めようという動きまで出てくるのではないか。

<市長>

これはそんなに集まるものではないと私は思っている。インターネットで全国から集めるわけではない。人と人のつながりでしか集まらないものである。亀岡市からふるさと納税されている金額が、今年度は幾らになっているかまだ聞いていないが、大体5千万円や1億円近くなってきていると思う。それにどのように歯どめをかけるかということもある。もう1つは、この制度はいつまでも続かないと思っている。国として制度がある限り、それをどう活用するかということを考えるのが私たちの仕事だと思っている。亀岡からよそにどんどん出ていくふるさと寄附金を、今年はそれ以上にもらったと思っているが、これをどのように捉えていくかということである。また、この制度が終われば、自治会には基本的には終わりにするということを大前提として伝えている。ふるさと納税制度がある限り、こういう形で使えて、自治会を応援することで、地域が色々な意味で活性化できる。そのかわり、毎年交付した金額の使い道は報告していただくという形にしたいと思っている。これについても、資料として出させていただく。

<酒井委員>

この後、審査日程の中に委員間討議はあるのか、委員長に確認したい。

<石野委員長>

後ほど実施する。

<酒井委員>

どの項目を討議するのかについて、明確に質疑しておかなくても大丈夫だと思っている。市長は本気でこれがすばらしい活用方法だと思っている。4月1日から実施するというのも、もう決めておられるようであるので、質疑するよりは、委員間討議でじっくり時間をとっていただきたい。

<石野委員長>

これが全部終われば休憩とするので、委員間討議は休憩の後、討論の前に行う。

3 住民交流推進経費

<木曾委員>

森のステーションかめおかのコテージについて、宿泊を伴う形で実施するのか。それと合わせて、いずれは指定管理になるのかについて、もう少し具体的に市長から答えていただきたい。

<市長>

しっかり宿泊の基準にのっとって、保健所とも調整しているところである。今年度の秋ぐらいに開設できると思っているが、その後は直営でやりながら、1年半ぐらいかけて、利用状況を確認する中、課題も見据えて2020年度ぐらいから指定管理者に移行していきたいと思っている。

<木曾委員>

現在の施設の利用が非常に低調であり、コテージを3棟つくることによって、大幅に改善できるとはなかなか思えない。もっとここに来てもらうための仕掛けを、広報も含めてやっていかないと、本当につくっただけになってしまうのでは大変である。公費を使うわけであり、そういった仕掛けをもう少し、より具体的に、色々な媒体を通して実施していく必要があると思うがどうか。

<市長>

指摘されているように、コテージだけで人がたくさん訪れるわけではないと思っている。2階に大学の教授室がたくさん空いているが、ここをNPOや各種団体に貸出す方向である。もし民間企業が入るとなると、料金も少し高くなるが、そういう形にせず、常時活用する形でトータルとしてにぎわいをつくっていこうと思っている。また、平成30年度に、今後の教育研究所のあり方も少し検討する中で、今後、教育研究所としてもっと強化すべきなのか、あの場所がいいのかということも含めて考えながら、施設を有効に活用できるように考えていきたいと思っている。

<木曾委員>

あの場所を使うという市としての考え方はよくわかった。今後、考えていかれるとは思いますが、最終的には森のステーションとして、人が集う場所になると思う。しかし、現状ではなかなか難しいのではないかと。チョロギ村も含め、どういった媒体を使い、どういうことをしようと考えているのか。また、そのコテージをさらに活用されるのか。

<市長>

今考えているのは、民間をどう活用するかということである。全体像をどういう形で生かしていけるのかについて、1年半ぐらいかけて、具体的な取組みを進めていきたいと思っている。スタジアムに関西一のボルダリングスペースができることから、森のステーションの1階ホールに、地元の子どもたちが登って遊べるようなものがあればよいという提案を、山の会からいただいている。今後、それと合わせて考えていきたいと思っている。

<齊藤委員>

森のステーションは、3年間の予算でやっている。私が産業建設常任委員であったときにも、そのことは聞いている。そこばかりに費やしていくのではなく、チョロギや砥石がひとり立ちしていくことについて、3年間経費を入れたわけであり、自分たちで考え自分たちの発想で客を増やしていかないと、行政にばかり頼ると大変だと思うがどうか。

<市長>

1階は研ぎ文化協会にお願いしている。2階はチョロギ村であり、どちらも地元周辺の地場産物を活用した拠点となっている。基本的にはそういうところが自主的に活動していただきながら取組んでいけるよう、我々は応援していく立場でありたいと思っている。自立していただくような方向に向け、取組みを進めていきたい。そんな中でも、民間の知恵やノウハウも入れないと、全体的ににぎわう形になっていかないと思う。そういう位置づけの中で取組めるように、亀岡市としてもしっかりと応援していきたい。

<齊藤委員>

うまくいかなければ、民間の方がピンチはチャンスだと思って頑張っていたかくことを願います。

4 バス交通関連経費

<酒井委員>

補助している実態が、既にある要綱には合っていないということで、特別委員会でも質疑したが、4月1日から改正されるということであった。一体どのよ

うに改正されるつもりであるのか。実態に合わせて、カバーできるようにただ改正するだけであるのか。ほかにも考えていることがあれば、説明していただきたい。

<まちづくり推進部長>

特にシビルミニマムの解釈については、委員と我々の答弁がかみ合わないところがあったので、やはり明確にしておくべきことがある。現在シビルミニマムの運行を日常生活に必要最低限の交通サービスとして行う、1日1往復の運行という形で規定している。これをもっと明確に日常生活に最低限必要な交通サービスとして、地域の実情に応じ、必要な日に実施される1日当たり1往復の運行という形で大きく改正している。それによって、委員が言われることと、我々の答えは特に食い違いが生じているので、こういった内容も含め、文言を整理した。

<酒井委員>

一定の利用者負担がないといけないという要綱の規定もあったと思うが、そこはどうするのか。

<まちづくり推進部長>

補助対象経費の10分の3以上の事業というのはある。次のいずれかに該当する地域生活交通事業は、この補助対象事業の要件に該当しない場合においても補助対象とするということで、今までは括弧書きで書かれていたものを明確に出し、シビルミニマムの運行や地域生活交通事業の試行実験という形で明確に表した。

<酒井委員>

今までと全く同じことをやっても、要綱にそぐわないという指摘がないような形に変えたということである。公共交通対策特別委員会では、そもそもバスが来られるところでおろすという話であったのに、下までおりていくというのはどうかという議論もあったと思うが、そういったことは変えず、下までおりて行って往復し、それを無料で運行するというのを来年度も続けるのか。

<まちづくり推進部長>

定時定路線で走っている路線バスについては、従来どおりあの地域も走っている。今回、交通空白地域の市民生活に最低限必要なシビルミニマムとして、最低限必要な生活交通の足ということで運行しており、亀岡まで運行することについては、問題はないと理解している。

<酒井委員>

要綱としては、今の運用で問題はなくなるが、公平性の観点の問題がまだ残ると思う。来年度はそのままにされるが、そこに課題があるとは思っていないのか。

<まちづくり推進部長>

課題があるとは思っていない。例えば毎日2～3回も走らせることになる別の問題となるが、今のように月・水・金のうち、1日1回しか走っていないものであり、地元で助け合っていることに対する補助ということで考えている。

<酒井委員>

補助した車両の使い方について、実態はそんなたくさん使っていないということである。東別院町自治会以外でも、この要綱をもとに補助を受け、自分たち

もやろうとなったとき、車両をほかの目的に使ってもよいのか。どれぐらいまでが限度かということも明確にしないといけないのではないのか。余り使っていないという答弁であったのでどうかと思う。フル活用されている場合であれば、少ししか使っていない場合について、お金の出し方として説明がつくのか。どういふことであれば使ってもいいということもきちんと整理して、要綱改正されるときに考えていただきたいと思う。

<まちづくり推進部長>

2分の1の補助金を出し、運行に必要な車両を購入するが、車両は地元の運行団体の所有となる。その補助金について、こんなことには使ってはいけないということまでは明記していない。現在の利用状況では問題ないと思うが、今後、そういったことになるのであれば、明確にしていかなければならないと思っている。運行団体である自治会には、そういった利用の注意をしていきたいと考えている。

<齊藤委員>

東別院町の交通空白地域について、市と自治会で色々と相談されてきた。私もよくバスを使うが、ふるさとバスは大体0～3人ぐらいの利用である。それより、このデマンドバスのほうが乗車数が多く、それだけ利用されているということである。交通空白地域の方にとっては、なくてはならない交通機関になっている。ダイヤ改正により、また午前の便が東別院でも減るということであるが、余計に必要性があると思う。なくてはならない地域の足になると思う。これは充実していただきたいと思っている。

5 緑花推進経費

<酒井委員>

先ほどの説明では、全体像がよくわからなかった。構想が出てくるのがこの後になるので、わからないのも当然だと思う。しかし、そのわからない中で、亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想に基づく事業について審査してきた。これは、亀岡市にとって一体どういう位置づけのものであるのかというのが、何度聞いてもはっきりわからない。京都・亀岡保津川公園を中心にしていく話もあった。パブコメを実施する時間がなかったのかもしれないが、構想の内容などを途中で常任委員会に説明する機会があってもよかったと思う。現在、どれぐらいできているのか。まだ見せることができない状況であるのか。

<市長>

亀岡まるごとガーデン・ミュージアムについては、先般、最終調整という形で報告を受けたところである。京都学園大学には都市部編、京都大学には農村部編という、二段構えの形で作っていただいている。亀岡全体を見て、まちの魅力を高めていく、市民に安らぎや潤いを与えていく、また、美しい景観を創出していく、というものがこのまるごとガーデン・ミュージアムの中で取組む方向性が出ている。その中には、ウエルカムガーデンやスポットガーデンが、周辺部、もしくは町部にあるのがいいということが具体的に示された。しかし、その内容については、場所や土地所有者の条件によって、状況は変わるので大学としては、この構想の中には明記されていない。どういう形で作るのがいいというようにはしておらず、総論的にこういうところには核となるウエルカムガーデンやスポットガーデンがあるのがいいということと合わせ、周辺部に

おいては、昔ながらの周辺の景色というものをどう復元していくかということも明記している。また、今ある神社仏閣、鎮守の森のような要素を大切に守っていくエリアや、新たにつくる京都・亀岡保津川公園の13.9ヘクタールの用地等、総論的な方向性を出していただいている。現在は、最終段階で、まとめに入る前の荒整理を見せていただいたところである。今度はそれを、今月末までにつくり上げていただくようお願いしており、それが提出された後に、市民向けにシンポジウムを含めた公開の場を設けていきたいと考えている。

<酒井委員>

市民を巻き込んでどうやっていくのかということ、これまでからも前年度の予算や決算のときに議論になっていた。その構想の中で地元の住民や大学も含め、ワークショップを実施されていると聞いていたが、中身がわからないので想像するばかりである。その内容を途中経過で説明いただければ、もう少し具体的なイメージで審査できたと思った。それがどういう内容であったかを紹介いただきたかったが、今の答弁ではまたよくわからないと感じた。それで、具体的に何をどこに植えるかについては書かれていないということであった。最も知りたいのは、一般質問等で聞いていたように、ガーデン・ミュージアムのまちづくりをすることで、どう亀岡市民の福祉増進につながるのか。もちろん、つながると思ってやっていると思うが、何を根拠にそれを選択されたのかということ等を明確にしたほうが、私としてはこれがいいとか、ちょっとここが心配だということについて具体的に言いやすい。そこがわかるような構想になっているのか、それともそれを省いた上で、やるというところから構想の中身に入っているのか。どちらかわからないが、入っていないのであれば、その状況でガーデン・ミュージアムをやるのが、なぜ亀岡市民の福祉増進につながると考えているのかについて、その根拠を含めしっかり説明していただきたい。

<市長>

基本的に、このガーデン・ミュージアム構想は、市民にとって自分のまちが誇れるまちになるかということによって、美しいまちづくり、花や緑がいっぱいあって、安らげるまちづくり、そういうことを目指すことが結果として、市民の福祉の増進につながると思っている。それは、ガーデン・ミュージアム構想の中にもウエルカムガーデンとして位置づけているが、篠インターから国道9号までのメタセコヤの並木の景色である。以前であれば、いろんな植物が秩序なく植わった街路の景観であったが、それを誰もがいいとは思っていなかった。まだ植えたところであり、一遍にそんなに大きくはならないが、今後、街路樹並木ができるということは、市民にとっても美しいまちづくりという面で、理解いただけると思っている。これについては企業版ふるさと納税で寄附を頂いたので、市民の税金は入っていない。そういうことに取組むことにより、少しずつ市民の意識を変えていくことが必要だと思っている。特に、都市緑化という面で、緑の効果・効用は酒井委員もおわかりだと思っているが、潤いあるまちづくりには欠かせないものだと考えている。そのことが将来の亀岡をつくるために大変有効だということは、私たちも感じている。学校の花づくりも、この間、ずっとやってきたが、子どもたちにとっての自然体験、また自然と接する機会を含めた取組みが、教育以外においても有効だと思っている。

6 文化財保護経費

<明田委員>

文化財保護経費について、現在、亀岡市が文化財に対して出している補助金制度はどのようなものがあるのか。

<教育部長>

亀岡市社寺等文化資料保全費補助金がある。その他、文化庁の文化遺産を活かした地域活性化事業、文化遺産総合活用推進事業の補助金を活用して、市内の文化財の保存に努めている。

<明田委員>

国・府・市の補助割合はどのようになっているのか。

<教育部長>

亀岡市社寺等文化資料保全費補助金については、今資料としてはないが、国・府から一定の割合で補助金を交付されており、これに市が上積みして補助している。文化庁の保存事業についても、同様の形で対応している補助金である。

<明田委員>

国・府から補助される規定があると思うが、亀岡市の割合は何%であるのか。

<教育部長>

文化史料の内容により、設備整備や補修等内容によって色々あるが、補助率については亀岡市の場合は5分の2以内や4分の1以内で設定している。

<明田委員>

亀岡の鉾は11基あり、そのうちお囃子をするのは8基である。大きい町でも100戸に満たないと思う。2つ、3つが合併して保存・維持されている町はもう少し戸数がある。そのような中で、最近、150～200年が1つの限界だという話を聞く。ちょうどその時期に各町内において、その補修、新調等を含め、非常に苦労している。これからますますそういうことが起こってくると思うが、それに対して市として助成拡大、増額を今後考えられないか。

<教育長>

先ほども答弁したが、基本的に文化財保護ということでは、亀岡市や京都府、国の指定を受けているものに対し支援させていただくことになる。一方で文化財を活用し、まちおこしや地域の活性化につなげるような事業に対し、文化庁の補助金等も使い、亀岡祭のような鉾町に対してもいろんな形で支援させていただいてきたところである。しかし、補助額は地域から求められている額に比べると少ないという現状がある。そうした中、市としてもできる限り援助することとなれば、例えば、ふるさと納税の活用や、文化財保護基金をつくり寄附を求める方法がある。祇園祭のクラウドファンディングでは、当初300万円を集める計画が1千数百万円集まったというのを聞いており、色々な地域で民間からの寄附を募り、まちづくり、まちおこしを進めているところもあるので、このようなことをうまく利用していただきながら、進めていきたいと考えている。

<明田委員>

文化財として残し、継承しようと思いき、大学の先生に指導いただいているが、偽物のようなものをつくるのは、絶対だめだと言われており、非常に高額になる。私の町内の例として、平成23年の台風では、鉾の後ろにある物が半分下がってしまった。それを直すとなると、2,000万円程度かかる。偽物であれば600～800万円ぐらいでできるが、補助をいただけないこととなると、

わずか59～60軒でそれを持たなければならない。時代の変化もあり、町内に寄附していただける人は、恐らく私を含めていないので、亀岡が今日まで残してきた文化財について、考えていただきたい。

<教育長>

一般財源はなかなか難しいところもある。文化財を保護する視点と、まちづくりをどのように進めていくのか、まちの活性化のための交付金等もあるので、活用しながら最大限努めていきたい。また、ふるさと納税等も今後研究していきたい。

<西口委員>

教育長から地域のまちおこしや祭礼行事に使う道具も補助の対象になると思うが、次年度の予算ではどこに計上しているのか。

<教育長>

個別のところまで聞いていないので、調べて伝える。

<西口委員>

私も保津の火祭りに昔からかかわってきた経過がある。道具の傷みでも補助が受けられるのであれば、神社総代等、守られている各種団体にどのように周知されているのか。

<教育長>

亀岡祭の場合は、平成23年度ぐらいから、大きなこまの改修をスタートしていただいている。地元からも負担金があるので、地元要望に応える形で国の文化庁の予算を取りにいったと聞いている。地元要望を受け、国と調整しながら事務的なことを進めていきたい。

<西口委員>

文化財に指定されたものにしか出ないということであるのか。亀岡市の各町で祭は行われるので、それに対しての補助はどのようにしてもらえるのか。

<教育長>

亀岡祭の活性化事業の中で個別のものについては、文化財の指定は受けていないが、亀岡祭全体が指定を受けているので、その枠の中で事業に取り組んでいただいた。

<西口委員>

文化財の指定がなければ、補助は受けられないという理解でよいのか。

<教育長>

基本的には文化財の指定が前提である。保津の場合であれば、どこかで指定を受けているものがあれば、それをベースに色々な事業に取り組んでいただくことは可能だと考える。

<西口委員>

神社仏閣や祭で指定を受けなければ補助は受けられないのか。

<教育長>

亀岡祭は基本的に活性化しようということで事業認定を受けられて、その中のパーツとして車や懸装品の一部修繕を進めていった経緯がある。また、改めて調べてさせていただく。

<西口委員>

後ほどその情報をいただきたい。

7 公園緑地整備事業費

<木曾委員>

公園緑地整備事業費の京都・亀岡保津川公園の今後の活用方法について、亀岡市として早急に計画を立てなければならないと思うが、いつごろになると考えているのか。京都府や文化庁の判断を待っているのは、なかなか前に進まないと思うがどうか。

<市長>

平成30年度で事業認可が切れるので、引き続き認可を取るための基本計画を策定し、国に申請する予定としている。木曾委員が言われたのは、もっと全体的な話の本来あるべき姿だと思っている。亀岡まるごとガーデン・ミュージアム構想の中にも、京都・亀岡保津川公園の事業の方向性を出しているが、アユモドキを含めた自然保護を大前提とした形になっている。当初は、駐車場やサブグラウンド、アユモドキの共生ゾーンも含め設置できるような環境をつくっていきたくて思っていたが、特に深町先生は環境保全専門家会議のメンバーでもある関係もあって、大変保護的な状況になっているのは事実だと思っている。しかし、環境保全専門家会議の中で、保護保全の調査は平成30年度中にほぼ完結する方向性を出される意向もある。亀岡市としては、それを見た中で、次の形として、できれば本来あるべき姿として公園の形を決めていきたい。今年度中に作成できるものと思っておらず、平成31年度以降になると考えている。

<木曾委員>

平成30年度で事業認可が終了されるが、この状態でどのように予算を使おうとされているのか。

<市長>

まだすべての用地の買い戻しができておらず、30年度以降も事業認可を得ないと国の補助をもらえないことになるため、まずは、事業認可をとるための基本計画を今年は策定する予定としている。そして、その用地をすべて買い戻した後に、具体的な将来の公園としての提案を進めていかなければならないと思っている。今年度中にアユモドキの保全・保護の調査がほぼ終わるという前提で、将来の公園の計画について、来年度以降に取り組んでいきたいと思っている。

<木曾委員>

泥んこ遊びやいろんなことを考えていけるような公園にしたいという構想を言われたが、アユモドキと共生する公園となっていくこととなる。少なくとも多額の費用を使って購入した土地であるので、市民に見える形を早急に出していかないと、市議会としてもこの用地を取得するのにかかわってきたので、あれはどうなっているのかと、常に我々も言われている。まだ、専門家会議の関係で結論が出てないので、何とも言えないとしか言いようがないのが現実である。市民から見えにくい部分があるので、できるだけ早くそのようなものを払拭しないと、議会としても問われてくると思う。来年度以降になるとしても、専門家会議の意見を待たずとも、早急に亀岡市としての方向性を見出し、専門家会議に突きつけるぐらいの形で持っていけないと、なかなか前へ進まないという意味を込めて質問させていただいた。どのように考えているのか。

<市長>

都市公園として買ったのに、市民の皆さんにどうなっているのかということ

心配いただいている部分は多々あると思っている。亀岡市としても、当初から考えていたこともなるべく踏襲しながら、アユモドキと共生する公園という基本を外さない中で、どこまで今の用地を整備していけるのかということ、この1年で判断しながら、なるべく早い段階で将来ビジョンとしての具体的な計画をつくっていきたいと思っている。

<西口委員>

私も木曾委員と同じ意見である。アユモドキ共生や専門家会議から指導いただくことも、当然わかっている。いまだにスケッチ的な構想が出てきてないのは不思議だと思う。自分自身、家でもちょっと書いているのに、なぜ、職員がたくさんいる市には、提案を発信してくれる人がいないのか。亀岡市は夢のある構想を描いて、だめなところは修正していくということができるのであり、市民にもアピールし、そして議会にも納得しやすい環境をつくってほしいと思うが、この考え方について市長に聞きたい。

<市長>

亀岡市としてまだ出せてないのが現状である。環境保全専門家会議という大変重い会議体が、スタジアムの計画を変えなければならない状況になったということがある。堤防道路についても、本来は、駅北につながっていく計画であるが、専門家の中ではそれもだめだということで話が進んでいる。調査が終わる状況を見ながら、利用可能な土地をどのように見出して、再度それを亀岡市がどういう絵を描くかについて、今後進めていきたいと思っている。何度も設計して、手戻りするロスも省かなければならない。亀岡市としては、もともとあそこにはスタジアムをつくるという前提の中で、サブグラウンドや駐車場ということを書いてきた経過がある。その中でアユモドキをもっと重視して、スタジアム計画はなくなってしまったが、どのような形にするかについては、自然と共生する総合公園という位置づけで、子どもたちが泥んこ遊びをできるような環境もしっかり取り入れながら、できれば当初のサブグラウンドも入れていきたいと思っている。今後、環境保全専門家会議と進めていきたい。

<西口委員>

1つだけ市長に申し上げておく。あの予定地域の地権者の7～8割は保津町民であった。平成15年に京大の岩田教授が保津町の自治会に来られた。そのときに、アユモドキ保全のために協力してほしいと言って来られた。水害常習地域であるが、唯一駅から近くてまちづくりができる場所であるので、保津町としては、アユモドキだけを守るのであれば協力できないと、はっきりと断った経過がある。まちづくりと共生するという条件であれば、協力するということを言うと、岩田教授は「まさにそのとおり。まちづくりと共生してアユモドキを守っていききたい。」と言われた。私も立ち会っていたので、実際に自治会に聞いてもらえばわかる。そういう条件で保全活動をして、今、アユモドキが生き残っている状況であるので、専門家会議がまちづくりを壊すようなことがあってはならないと私は思っている。人の命がかかっている治水事業である。まちづくりと共生ということで我々も協力してきたのであり、このことだけは市長の頭に置いておいてほしい。

<田中委員>

計画策定等業務委託は、事業認可の変更をするための計画であるのか。

<市長>

そのとおりである。

<田中委員>

これはどの程度の内容になるのか。

<市長>

基本的に基本計画であり、実施設計ではない。簡単に言えば、アユモドキを守るサンクチュアリエリアや、今後活用していくエリアということを含め、日程の提案をしていくと思っている。亀岡市として、国の補助制度を活用しながら、少しでも市単費を減らしていきたいという思いがあるので、制度として活用できる限りは、計画を進めていく予定である。

<田中委員>

事業認可がおりた後に実施設計ということになると思うが、手戻りだけにはならないようにしていただきたい。この事業の教訓であると思う。ぜひそのことには気をつけていただきたい。

8

<酒井委員>

市単費だけではなく、国・府の補助事業を含めた見直しをされたと説明いただいたが、国・府の補助がついていたら残すというか、市単費のものを優先的にスクラップしていくというような考え方では全くないということではいか。

<企画管理部長>

市民にどれだけ貢献する事業であるのかということの基本としている。優先順位は高くても、財源がなければできないので、総合的に勘案してやっていくことになる。国・府の補助金があれば、優先的に何でも事業を実施するというわけではない。

<酒井委員>

削るときの考え方を聞いた。国・府の補助があるから事業実施するというのは、新しい事業のときにも気をつけていただきたいと思っている。今回、いろいろとスクラップし、工夫もされた上で、また再編成された事業もあったと所管部の説明で聞いた。その中でも市単費のスクラップが結構目立つと感じた。スクラップするときも、市単費から優先的に削っているわけではないということを確認したい。

<企画管理部長>

予算編成の前には、各部から次年度事業の見積もりをする。その中で市民福祉に役立つもの、そしてスクラップするものというのは、基本的にはその要求段階から、各主管部が考えてくるので、要求の時点で落としてくるものもある。新規事業であっても、いろんな補助制度を活用しながらやっていきたい。しかし、補助制度がないものは単費でやっていくこととなる。第1段階としては、各主管部が予算要求で上げてきたときに、財政課の査定があり、それをまた市長査定に持っていくが、今回の平成30年度予算編成では、市長査定の際に、一般財源が足りない状況になっていたのもう一度精査して、予算編成したところである。財政調整基金3億円の取り崩しや、ふるさと寄附金を5億円近く繰り入れたことにより予算編成を行った。

<酒井委員>

所管部ごとに審査しており、この部ではこういうものを削っているが、違う部

では逆に上がっていた。全体を通して見ると、バランスがどうかという議論もあった。第1段階として所管部で積み上げるとき、前年度より何パーセント減らさなければいけないとしてしまうと、本当に必要な事業を全体として見る機会はどこで設けられているのか。査定の仕組みがわからないので、説明いただきたい。

<企画管理部長>

財政の最適化を目指し、サマーレビューを実施した。平成29年度当初予算をベースに、一般財源が約100億円あったが、財政調整基金や他の財源を調達しないと予算編成できないため、各所管部に10.5%の削減を求めた。その結果、29年度の当初予算ベースから6億円しか削れなかったが、そのような見直しを常にしながら予算編成している。一朝一夕には整理できない事業もあるので、そのような問題について各部長を中心に認識し、毎年予算編成の前に、次年度の一般財源をどのような形で次の予算を組み立てていくか、事前に調整している。その中で、どうしても30年度に計上しなければならない事業が出てくる。実質単年度収支を黒字にするような、財政調整基金を使わないような予算編成が今回もできなかったことは課題として残る。しかし、28年度は8億8,000万円の財政調整基金を取り崩して予算編成したが、今回は3億円であったので、その成果は着実に出ていると思っている。

<酒井委員>

各所管部に10.5%ずつ一律で削減を求めた場合、時代が変わってくると、逆に増やさなければいけない部分も出てくるかもしれない。そのやり方以外も考えていく必要があると思うが、今後、どうしていくのか。

<企画管理部長>

サマーレビューを実施する前に、市長、副市長と協議を行い、10.5%を一律で削減するのか、各部の事情による削減額を求めるのかについて議論した。一般財源が大きく不足しているので、まずはその率を示して、一律に考えるということで、今回は10.5%の削減を求めた。第1段階として、すべてがうまくは行っていないので、これからも毎年やっていこうと思っている。次の段階では、もう少し絞った中で、各部ごとの削減額を決める等、内容を確認しながらやっていきたい。また、市長、副市長と協議しながら、どのような方向がいいのか、状況に応じた形で予算編成していきたいと考えている。

<並河委員>

全体で10.5%削減ということを言われたが、例えば、健康福祉部では命や暮らしを守る施策が多いと思うが、ここでも2億円余りが減額と報告があった。他の部署でも、一律で削減されたのか。

<企画管理部長>

結果的には、一律での削減はしていない。個々の事業を見て削減している。トータルで10億円を目指していたが、6億円しかできなかったというのは、健康福祉部のように義務的経費が多い部署もあるので、削減が難しかったところもあるということである。

<市長>

基本的に予算編成においては、現場の声を聞きながら、必要なものはやはり削減できない。必要なものはおいておき、時代とともに役割を果たしたものだけを削減するように努力した。しかし、削減するためには目標がなければ努力で

きないので、10.5%という形で目標を定めた。実際は査定では削られたが、市長査定で上がってきたもので必要なものは認めているものもある。なるべく現場の担当課や係が、一番現状を知っているので、その声をしっかり反映する中で、削減に努めてきたという状況である。

9

<田中委員>

松熊教育集会所の鍵は誰が持っているのか、教育長に答弁いただきたい。

<教育長>

今は、地元で管理をしていただいている。

<田中委員>

先ほどの説明で、教育長は直営で管理と言われたが、その直営と鍵の渡している地元との関係は、どういう委託をしているのか。

<教育長>

集会所の掃除や周辺の整備を定期的にしていただいているので、一定の委託費を渡して、管理いただいている。

<田中委員>

この間の審査では、貸し館的には使っていないと言われていたが、他の地域が借りたいということはないということか。

<教育長>

今のところ、そういう声を直接聞いているわけではないが、今後、貸し館的なことを実施するのであれば、規則や使用料等も定めなければいけないので、地元と協議していきたい。

<酒井委員>

先ほどの説明では、今後どうしていくという話はあったが、調整で時間がかかりそうなニュアンスであったと思う。今の状態は、適切であると思っているのか、まず確認したい。

<教育長>

何についてのことであるのか。

<酒井委員>

9番目の市長質疑項目には、例として3つの施設の管理が不適切ということによって具体的に上げたものである。それを今後調整していくという説明であったが、それに限らず、全体として公の施設の管理は、適切な状態だと思っているのか、それとも適切ではないと認識しているのかどちらか。

<市長>

指摘いただいていることについては、今までの長い経過の中で進めてきたものもあるというのが現状である。それが適切かと言えば、中には不適切なものもあると認識しているが、今後はなるべくこのようなことがないように、対応の検討を進めていくところである。

<酒井委員>

今から検討を進めていくのでは、新年度に間に合わない。無償で使っていたくということだけ確保しながら、適切な状態にするというのは考えられると思う。それを不適切なままで譲渡や、指定管理するときまでは、そのままいくということは、説明としては納得いかない。きちんと新年度からは是正していた

だきたい。

<市長>

いろんな施設があるので、それを総括という言い方であると、今言われるようなことは言えない。明確にこの施設ということを具体的に言っていただければ、それに対して答弁させていただく。

<酒井委員>

老人福祉センターについては、今、2つの条例が関わっているが、それらを2つとも廃止して、普通財産にしてから無償で使っていただき、委託管理費は払わないということとしても、不適切な状態は改善されると思う。それをせずに、譲渡までの間、今までどおりとすることでは、不適切な状態を議会が認めなければならないということになる。新年度から適切な状態でスタートさせてほしいと思うがどうか。

<市長>

無料で使われるのが適切であるとは思っていない。適切ということであれば、料金をもらい、一定の基準を設けて進めていかなければならないと思っている。しかし、現在、老人福祉センターについては、予算特別委員会までに亀岡市として、基本的に譲渡するという立ち位置を明確にしたところである。譲渡するためには、公的な法人に譲渡しなければならないので、それまでには少し時間がかかる。その間は、今までどおりで進めていきたいと思っている。

<酒井委員>

無償で使わせるのが適切かどうかということの問題にしているのではない。指定管理にすべきであるが、包括的な管理委託をしているのに直営と言い、利用者の受付も市がやっているわけではない。誰が今使っているのかということになる。そして、管理委託料200万円を払っているが、今使っている方々は申請書を出されていない。そういった状態を適切な状態にしていただき、譲渡までの間も適切に使っていただきたいということである。それが余り伝わってなかった。老人福祉センターだけではないので包括的に質問している。

<健康福祉部長>

老人福祉センターの適切な管理運営ということである。現在は、目的内・外を問わず、使用申請等をいただいているが、使用に際しては許可を行うこととしたい。それにより適正な運営管理に努めたい。

<酒井委員>

まだ課題が残っていると思う。松熊教育集会所でもそうである。生涯学習部に伝えたが、東別院グラウンドの課題についても、直営でやるという建前だが包括的に管理されている。使用の申し込みもそこが受けている実態がある。使用料も取り扱っているが、必要な手続がされていないということが問題である。それはもう構わないと思っているのか、それとも全体で直さなければならないと考えているのか。そこが非常に重要であると思うがどうか。

<市長>

基本的に、適正にしていかなければならないと思っている。しかし、長い市政の中で取り決めてきたようなものもたくさんあり、それを整理するのは少し時間がかかるのは事実だと思っているが、適正に進めていきたいと思っている。

[市長等退室]

<石野委員長>

ふるさと納税を活用した交付金制度について、総務部長に答弁を求める。

〔総務部長入室〕

<総務部長>

先ほど、ふるさと納税を活用した交付金制度について、資料提出を求められたので持参した。市長が4月1日からと発言したが、新年度からということの思いが、4月1日からとなったということで理解いただきたい。この交付金の創設については、今制度設計している途中であり、4月の総務文教常任委員会で細かい中身を説明させていただきたいと考えている。新年度予算にはこの関係は入っていない。この制度を創設して出入りするお金が、出てくるタイミングで補正予算により対応していく。また、自治会から支出していく用途の関係であるが、一定のルールづくりが必要である。各自治会でいろんな行事をされるが、例えばアルコール類に支出すること等には、一定制限をかけるルールをつくっていきたいと考えているが、まだ細かい制度設計ができてないのが実情である。

<木曾委員>

市長質疑での答弁にかかわり大事なところでの発言であるので、総務部と市長でしっかりしておかなければ、議論が混乱すると思う。議会は一切、その話を聞いてない。議長も総務文教常任委員長も、そんな話は聞いたことがないと言っている。それについて、先に市長答弁をすると、議会軽視になるのではないかと思うがどうか。

<総務部長>

理事者と部長級の職員の十分な打ち合わせができておらず、申しわけないと思っている。先ほどの市長の発言についても、打ち合わせをしたつもりでいたが、そのような発言になってしまった。議会のほうに十分相談をかけて事業を進めていきたいという思いでいるので、理解いただきたい。

<木曾委員>

2億円の予算の説明はあったが、それにこの分は含まれているのか。それによって内容が全然違ってくる。

<総務部長>

新年度予算にこのことは入っていない。

<奥村委員>

入っていないということであるが、議案を提案しているということは入っているのではないか。4億円近いお金が入ってくるので、おかしくなってくると思う。入っていないと言われたら、さっきの市長の話がおかしくなってくるのではないか。

<総務部長>

新年度予算には、これに関する収入・支出も入っていない。一般質問でも答

弁したが、ふるさと納税を活用した制度や基金をつくる等、議員からもいろんな提案があったので、検討していくということで答弁した。議会に提案しているということは、ふるさと納税2億円プラスアルファとして、通常分は提案しており、この自治会の交付金等については、新年度予算には含まれていない。

<奥村委員>

ということは、市長が議案に提案していると言ったことは間違いという解釈でよいのか。

<総務部長>

訂正させていただく。

<酒井委員>

所管部ごとの質疑のときに、市長公室に聞いたときは、生誕地整備以外には何もないと言われていた。先ほどの市長答弁には、非常にびっくりした。生誕地整備についても、説明が必要だと思うが、集め始める前にきちんと常任委員会に諮っていただけなのか。

<総務部長>

この新しい制度は、総務文教常任委員会にきちんと説明した後、募集を始めるということである。

<酒井委員>

所管部が違う。委員間討議でしっかり確認していきたいと思う。

[総務部長退室]

16 : 23

<木曾委員>

今の状況はわかった。私も質疑して、じっくり考えられたらどうかと言ったときに、4月1日からやるとはっきり言われた。市長が答弁したものであり、誤解していたということ、きちんと予算特別委員会で修正しないとおかしいのではないか。

<石野委員長>

市長にもう一度出席を求めるとのことか。

<木曾委員>

修正してもらえばすっきりすると思う。

<田中委員>

この予算特別委員会の議事録などがそのままになる。それをどう判断されるか。それによって対応が変わってくる。

<酒井委員>

部長が訂正したのでは、訂正したことにならないということとなるのか。そこは事務的にはどうなのか。

<事務局長>

総務部長は、この再開前に市長、市長公室長、関係部長との話の中におられたので、市長の意向を受けての報告だと思う。

<石野委員長>

今、市長の意向を受けての答弁という形であるので、それで理解いただける

か。
—全員了—

16 : 25

《委員間討議》

＜酒井委員＞

ふるさと力向上経費の今後について、重要なことであるので討議しておきたい。市長は石田梅岩の生誕地整備について、委員会に説明するというのを言われていなかった。市長に説明していただく必要があるのではないかと。生誕地整備について、入ってくるのは30年度であるので、それは項目として扱いたいが、そういうものを説明する意向がないように聞こえた。自治会関係だけではなく、そういったことを委員会にきちんと説明した上で集め始めていただきたいと思っている。

＜奥村委員＞

説明では、各常任委員会に説明するというのであったので、そこで説明すると思っている。

＜酒井委員＞

今後の事業について説明すると聞こえたが、説明していただけるのであればそれで結構である。説明するときも、普通の行政報告のように説明を受けて、質疑して終わりではなく、補正予算とほぼ同じだと思って、慎重な審議をした上で賛否をとるぐらいのことが必要ではないかと思っている。決まってから説明に来られて、聞いただけでは説明を受ける意味がないと思う。どうやって扱うかについては、ここで議論しておいたほうがいいのではないかと。

＜奥村委員＞

これは議運でまた検討されると思うが、通年議会にもなるので、大きな問題になる場合は、常任委員会プラスアルファでやっていくのがいいと思う。

＜事務局長＞

先ほどの酒井委員の件について、奥村委員から発言があったように、寄附金については、石田梅岩生誕地整備やそれ以外の寄附についても、所管の常任委員会等で十分に審議を尽くすべきとのことであったと思うが、確認いただきたい。

＜奥村委員＞

そのとおりでもよいが、通年議会が始まるので、できれば全体的に協議してもよいのではないかとということもつけ加えておく。

＜木曾委員＞

それはどこの場であるのか。常任委員会で協議することとなっているが、それ以外の全体の場というのはどういう場であるのか。例えば、議運で議論を深めていこうということであるのか。

＜奥村委員＞

これは可決するというものではないので、例えば常任委員会で説明があっても、まだ問題があれば検討していけばよい。例えば、スタジアムの場合には特別委員会ができるまでは全員協議会で扱っていたが、そのような形で説明を受けても問題ないと思っている。

＜西口委員＞

常任委員会でいいと思う。

<石野委員長>

それでは、常任委員会で十分に検討いただくということでお願いしたい。

<木曾委員>

1番目の移住・定住促進経費について、議会では行政視察を受け入れているが、その際にもここを利用してもらってはどうか。泊まってもらえない等いろんな話があるので、そういうことにも利用するような形がよいのではないか。

<酒井委員>

観光より移住・定住が優先だと答弁された。ヒアリングしたところ、直営としておいて、いずれは指定管理にすると言われた。公の施設でなければ指定管理はできない。専ら外部の人が使うようなホテル等は、公の施設に当たらない場合があるので、市民の利用として想定しているのかと聞いたら、日中は市民に貸すことも考えているとのことであった。では、予約が競合すればどうしていくのか。さきほどの説明を聞いていても、本当に一体何をコンセプトに頑張っていきたいのかよくわからないので、非常に経営が心配だと思っている。議会で使うのもいいと思うが、どうやって予約を受けていくのかがわからなかった。前にお配りした、地域再生計画の中に、目標では何年後に定住者を何人とするかということまで書いてあったが、地方創生拠点整備交付金を使って幾つか整備している中でも心配な施設であり、議会でどういったことがポイントかということを上げていけばよいのではないか。

<齊藤委員>

議論されているこの移住・定住については、アレックス・カー氏を呼んできて、どういう計画・設計でこの施設をつくり、どういうコンセプトでやっていくのかを聞けばよい。運営をアレックス・カー氏に丸投げしておき、市は直営で管理すると言っている。要するにアレックス・カー氏に渡して、賃料をもらえばよい。投資した分が返ってくるようにすればよい。そうすれば全然問題はない。それをいろいろ言うから、わけがわからなくなる。コンセプトも何をしたいかも。考え方がどうかということはあるが、こういうコンセプトでやるということを知ったほうが、本来はよいと思う。

<木曾委員>

市が考える移住・定住に関する地方創生の交付金メニューと合わせていけば、矛盾が生じてくるということであるのか。そうではなく、補助金も関係なく、アレックス・カー氏に全部丸投げすればよいということを知られているのか。

<齊藤委員>

わかりやすく言うとそういうことになる。多くの金を投じてやっているかわからないが、香川県の宇多津では、山の上の民家に外国人が定住されている。このようにつながればよいということである。亀岡も西堅町の施設によって、亀岡の町のイメージを持ってもらい、亀岡に住み、旅行に来てもらう。それを発信するアンテナショップのような施設になっていく。それがいろんな空き家にまで広がっていけばいいということだと思う。西堅町のこの施設に大きい投資、金をかけるので、それでよいのかと思っているだけである。亀岡の移住・定住、また、観光客増加につながると思うが、どういうコンセプトを持っているかについては、アレックス・カー氏に聞かないとわから

ないので、そこだけが心配である。

<酒井委員>

本心はもう観光なのではないかと思った。最初は収支がわからないので直営でやって、採算がとれそうであれば渡すという話はおかしいと思う。齊藤委員が言われるようなことは、PFIで営業権を販売するという方法もあり得たと思う。地方創生の交付金をとるために、どういう形でやるかということまで詰めないままにやってしまったということだと想像している。それが心配である。直営だと言われるが、任せておいて直営だということの問題が起きないかということも心配である。移住・定住の人を半額にするのであれば、指定管理にしたときに、その料金をどうするのか。指定管理を受けた人は、移住・定住を希望される方を泊めるより、観光客を泊めるほうにインセンティブが働くこととなる。そうすると、本来の目的はどこに行ってしまうのか。予約順で押さえればよいといっても、指定管理を受けた人は、観光客が来るかもしれないから空けておきたいと思うかもしれない。今聞いただけの説明では、いろいろな課題が残っている。まだ、開始までに時間があるので、予算特別委員会が終わった後、常任委員会できっちり見ていく必要があると思っている。

<齊藤委員>

ぜひ常任委員会でアレックス氏に聞かれたらよいと思う。

<酒井委員>

バス交通関連経費について、前期からの公共交通対策特別委員会では、そもそもバスが来るところでおろすという話であった。公平性の観点から質疑したが、納得のいく答弁はなかった。本当にこのままでよいのか議論したい。バスは乗って残さないといけないので、1便当たり4～5人乗られるのであれば、バスが来るところまで連れていけば、ふえることとなる。交通空白地域であることはそのとおりだが、そこに住んでいるからといって、その方だけ直通で無料バスがあるというのはどうか。市の補助金として、そのような要綱改正するとき、改善すべきではないかと思うが、意見を聞きたい。

<齊藤委員>

交通空白地域に住んでみないとわからないことがある。特に東別院町の見立やローズタウンという地域は、ほとんど大阪から移住されてきている。そういう迎えがないと、病院や買い物等は大阪へ行かれる。ふるさとバスに乗る人が非常に少ないというのは、そういう意味もあると思う。この地域公共交通によって、亀岡に週3回でも来てもらえる。買い物やいろんな意味で来てもらえるということも1つプラスになる。200円で近所の方に車で迎えに来てもらえる。用事が終わるまで30分、1時間と待っていても、200円ということもある。しかし、これは法律で町から出ていくと料金がアップし、その事業者ではできないこととなっている。法律では、町の区域から出ていくと、京阪京都交通かタクシー事業者の了解が要ることになっているので、本当に目新しく斬新で、交通空白地域で困っている人を助ける事業だと思っている。重箱の隅をつつくようなことは言わず、多目に見てあげればよいのではないか。その地域に住む方の立場になって、考えていただければありがたいと思う。

<酒井委員>

今お聞きした内容だと、大阪であれば近くてすぐに行けるのか。

<齊藤委員>

近い。

<酒井委員>

ということは、交通空白地域ではあるが、市外まで範囲を含めれば不便ではないということではないのか。

<齊藤委員>

やはり行政区は亀岡であり、さまざまな面で亀岡に来なければいけないということになる。

<酒井委員>

印鑑が必要になると言われたが、200円で走っているからではないのか。バス停まで乗せていくのに、何か支障があるのか。

<齊藤委員>

運行の認可を得るため、国土交通省に提出する書類に地域の事業者の印鑑が要するということである。

<酒井委員>

認可が問題になるので、有料にできないところまでは仕方がないと思う。要綱には全く無料ではなく、自己負担をある程度取らなければいけないということも書いてある。認可が必要となるので、できないというのが特別委員会での説明であった。無料とするのはいいが、亀岡市内まで行かなくとも、バスが来ているところで乗りかえていただく。そのバスの時間に合わせて運ぶということでもいいという話である。公平性の観点から、どうかという疑問をしたのは、そういう意味である。要綱を改正するとき、そこはどのように明らかにして、定めていくのかということであった。

<齊藤委員>

そもそも公平性で言うと、東別院町から来る人は、京都学園大学で乗りかえ、また、京阪京都交通に乗りかえなければいけない。市内には、コミュニティバスだけで駅に行ける方がたくさんいらっしゃる。乗りかえて行く人は、倍以上の料金が要ることとなるが、これは公平だと考えるのか。

<酒井委員>

その公平性を言っているのではなく、市がお金を出すときの公平性を言っている。

<齊藤委員>

私は、市民1人の負担率のことを言っている。交通空白地域であり、そういうことをしようとしているわけである。

<酒井委員>

齊藤委員とは話が平行線であるが、この議論を聞いて、今1町だけにしか該当のない補助金要綱についてどう考えているのか。今の東別院町の実情に合うように要綱を変えようという話にしかなくてないが、それだけではだめだとは思わないか。

<並河委員>

以前からそういった市民要望があり、住民や自治会と話し合いされた結果として、今の状態になったということを知っている。市民サービスについて、亀岡市民として税金を納め、等しくサービスを受けるという点からすると、

中心部に住んでいる人は、例えば会場やバスを利用するなど、いろんなサービスを受けられると思う。周辺部に行くと、なかなか市のサービスが少ないと思う。その点からも、住民の要望があり、本当に買い物や病院に行きたくても行けないような、遠いところにいる人に対して、こういうサービスは本当に大事ではないかと思う。また、同じように地域の方がボランティアという側面でも頑張っていたので、亀岡市域でそういうところがあれば、拡大してほしいと思う。本当に等しくサービスを受けられないのは、やはり周辺部にお住まいの方ではないかと思う。

<石野委員長>

公共交通対策特別委員会があるので、そちらで今後は扱ってもらえればと思う。

<酒井委員>

9番目の項目について、ピンポイントというより、全体としたほうがいいということで、市長質疑項目に上げることが合意いただいた。そこをピンポイントで言わないように質疑したら、市長が具体的に言ってもらわないと困るということになり、説明を求めていたものと違った感じになった。しかし、議会としては、全体を通して見ていく必要があるところだと思う。アレックス・カー氏に関する施設も直営だと言っているが、実際はどうかということを考え、適切な形で任せなければいけないと思う。コテージには職員がいるので、直営と言えるかもしれないが、そういったものがほかにもあるのかもしれない。不適切な状態だということで、全体を見たほうがいいと思う。ここに上げている3つは明らかに不適切だと思う。それをそのままにしてスタートせざるを得ないと言われた。長いいきさつがあって難しいという市長の立場も理解する。しかし、議会としてはこれだけでなく、全体を整理することが必要だと思う。議会で全て調査するのが難しければ、地方自治法第98条第2項に基づく監査があるので、それを議決すればよいと思う。予算特別委員会で、決議案を出すというのもよいと思うがどうか。

<明田委員>

9番目の項目については、老人福祉センター、松熊教育集会所という個別の名前が上がっているが、これは今まで議論で決めてきたことであり、市長もそのように答弁されていたので、全体に広げることなく、これはこれでいいと思う。

<酒井委員>

それは具体的にこの3つをさらに追及していくということであるのか。適切な状態ではないが認めるということであるのか。

<明田委員>

適切でないと言われるが、私は不適切ばかりではないと感じている。市長も考えると言われていたので、これからのことであると私は思っている。もうこれ以上はいいのではないか。

<酒井委員>

決算でやったのが半年前である。直っていないけれども、新年度のスタートをこの状態で認めるのか。いつになるか明確には言われませんが、それまで待つという考えで認めるということでのよいのか。

<齊藤委員>

市長は、検討し考えていくということを言われた。長年にわたっていたもの

が、半年で話がつくということもなかなか考えにくいような複雑な問題であったと判断する。もう少し回答を待てばどうかと思う。

<木曾委員>

市長も答弁されたように、長年の課題であった部分があり、今の結論に至っているのも、なかなか難しい問題が横たわっている。それを整理するには、もう少し時間がかかると答弁されていた。私はそれでやむなしとせざるを得ないと思う。早急に、やっていくとなったときに、どんな問題が起こるかも含め、判断されていると思う。それで了解せざるを得ないのではないか。

<酒井委員>

決算特別委員会では、附帯決議にしたくないので指摘要望にしておこうと言われたが、今回は附帯決議をつけるという意味であるのか。決算のときに、同じことが議論になったと思う。附帯決議を上げないという話になったのは、半年待って、予算のときにも直っていなければ、附帯決議にすればよいと言われていた。きっちりと言っていくことでよいのではないか。適正な管理運営の形態にされるようにという附帯決議をつけるという意味であるのか。

<木曾委員>

少し時間がかかることは事実だと思う。それは決算のときに言っているもので、継続して今もやってもらっていることは事実だと思う。もう少し時間がかかるということも答弁されたが、それでいいのではないか。

<事務局長>

市長、健康福祉部長は、老人福祉センターについては譲渡の方向で30年度に決定していきたいと答弁された。また、使用申請や使用許可のあり方の不具合な点については、早急に改善していきたいという回答をもらっていた。

<酒井委員>

不適切な状態というのは、直営でないのに直営とすることにして、実態は指定管理と同じようなことになっており、委託料が200万円というのはおかしい。そこについては何も答えられなかった。申請書を出してもらうことは、当たり前のことであるが、それすらできないと言っていたので、そこはもう論外である。それにしてもまだ問題は残っている。亀岡市立老人福祉センター条例と亀岡地区自治会館条例は、廃止しなければならないというのが本来であると思うが、それができない。待ってもいいと皆さんが言われるのであれば、半年前に言ったことをきちんとさらに強力につけておくべきではないか。

<木曾委員>

酒井委員が言われる内容がわからないのではない。しかし、今までそのことすらタブー視されてきて、アンタタッチャブルな部分として置いてきた内容であった。それが俎上によって議論され、改善に向けて市としても考えようという段階に今来ているのであり、もう少し時間を必要とすることで整理しておけばよいと思う。

17:01

【討論・採決】

《討論》

<並河委員>

日本共産党亀岡市議会議員団を代表し、第1号議案、一般会計予算案の反対討論を行う。市税が100億円を切る中で、予算編成については大変苦勞されていると思うが、昨年度比で10.5%減、6億円余り減の予算となっていることを説明された。本年度の予算ではないが、これまで京都スタジアム（仮称）関係の2カ所の土地購入が、市財政を圧迫しているのは明らかである。格差と貧困が拡大する中で、そのしわ寄せが市民サービス低下につながっており、本予算案については認めることはできない。詳しくは本会議場で述べる。

<酒井委員>

反対の立場で討論する。地方自治法違反の執行がなされることをわかっているが認められるわけがないので、今はその1点を反対理由として述べておく。

<富谷委員>

第1号議案、一般会計予算案に賛成の立場で討論する。財政厳しい中、スクラップ・アンド・ビルドを進め、第4次亀岡市総合計画後期基本計画実現に向けた積極的な予算編成であり、各分野別に効率化を図られ、予算配分されたと認識している。特に、子育て支援施策として児童の健全成長を守る子ども家庭総合支援拠点の新設や、児童生徒の学力低下策につながる地域未来塾実施等は、子育てしやすい環境整備拡充につながり大いに評価する。

<木曾委員>

予算特別委員会に付託された内容について、賛成の立場で討論する。予算内容については、積極的にスクラップ・アンド・ビルドを行い、かなり精査した中での予算となっている。しかし、一部では指摘要望する内容が移住・定住、ふるさと納税、森のステーション等がある。総体的にこの予算について十分審査した中では、市民の福祉が向上できると考える。

<奥村委員>

第1号議案、平成30年度一般会計予算案に賛成の立場で討論する。担当部から丁寧な説明を受け、予算特別委員の質問に対して、的確な答弁を得ることができた。当初予算案について、私なりに慎重に審査した結果、財政状況厳しい中ではあるが、第4次亀岡市総合計画の各分野の基本方針に基づき、事業を着実に進めるための必要不可欠な最低限の事業についての予算編成であり賛成する。公の施設、また、ふるさと力向上経費については各委員の意見を踏まえた上で、十分な意見交換ができたと思っており、木曾委員の言われた、一定の見きわめる時間も大事なことだと思っている。

《採決》

賛成多数（反対：酒井、田中、並河）

《指摘要望事項》

<木曾委員>

1点目は、京都・亀岡保津川公園整備事業について、早急に亀岡市として方向性を示すべきである。2点目は、ふるさと力向上経費について、十分な議会審議を経て議会の意見を聞き内容を充実すること。3点目は、森のステーションかめおかについては、国の補助金が入っている関係もあり、計画をしっかり見きわめて、内容を充実するような形で進めていかなければなら

いことの、3点を指摘要望としたい。

<石野委員長>

木曾委員から出された指摘要望事項3点について、予算特別委員会として上げていくということによいか。

<西口委員>

今の提案で結構である。

<酒井委員>

今度こそ附帯決議にしたい。前回の決算審査では、公の施設について適切な管理がなされるということで指摘要望になったが、今回こそ期限を定めいつまでには是正するというものをつけておくべきだと思う。今言っておかないと、附帯決議はだめだとなったときに、指摘要望もなくなってしまう。本来は指摘要望ではなく、附帯決議にしたい内容である。前回も次年度の予算まで出していなければ、附帯決議にするという意見もあった。とりあえず附帯決議というのが私の思いであるが、指摘要望のところで言う。後で附帯決議としても言わせていただく。公の施設の管理運営について、地方自治法に適合する適切な運営をしてほしいということであるが、細かいところはまた調整していただきたい。

<木曾委員>

前回も指摘要望としており2度目となるが、それでいいと思う。

<奥村委員>

そのとおりだと思う。指摘要望として出せばよい。しかし、いつまでにといいうものではなく、早急にといいう形をお願いしたい。

<石野委員長>

それでよいか。

—全員了—

<石野委員長>

委員長報告の作成は、正副委員長に一任願いたい。

—全員了—

《議会だよりに関する協議》

<石野委員長>

議会だよりで、どのようなことを重点的に掲載するか意見をいただきたい。

<木曾委員>

指摘要望として上げた内容を精査して、掲載してはどうか。

<石野委員長>

議会だよりの原稿については、きょうの意見等も反映して正副委員長に一任いただきたい。

—全員了—

<石野委員長>

3月19日の予算特別委員会審査に関する意見について配付した。この内容でよいか意見をいただきたい。

<藤本副委員長>

予算審査の方法について、予算特別委員会を決算審査と同じ分科会方式として、同じメンバーで審査すると言った。それをつけ加えていただきたい。

<木曾委員>

これは委員長として理事者側に、伝えていただいてはどうか。今後、議会の中で審議することとしてはどうか。

<事務局長>

予算審査時の提出資料と審査の方法について、議運で協議いただいてから、決定いただければと考えているものである。

<石野委員長>

今後、議運で検討するというところでよろしくお願ひしたい。

17 : 18

【閉議】

[副委員長 あいさつ]

[副議長 あいさつ]

<石野委員長>

予算審査を終了し、散会する。

17 : 20